

監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年1月31日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 太 田 眞 奈 美

1 監査の種類

財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理）

2 監査の実施期間

令和6年12月9日から令和6年12月25日まで

3 監査の対象機関

寒川町営さむかわテニスコート指定管理者：(株)ハヤシ
所管課：学び育成部 スポーツ課

4 監査の対象

令和5年度寒川町営さむかわテニスコートの管理に係る出納その他の事務および学び育成部スポーツ課の指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

監査の実施にあたっては、(株)ハヤシ及び学び育成部スポーツ課より、監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務の履行は行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施した。

6 監査の結果

施設の管理や経理事務等については、概ね適正に行われているものと認められた。
なお、他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

7 監査の結果に対する意見

令和5年度の寒川町営さむかわテニスコートに係る指定管理業務及び自主事業の収支は、当初予定していたリニューアルオープンが遅れたことや、自主事業が計画どおりに行えなかったことなどにより赤字となった。

こうした状況が継続すると、管理運営等にも影響が生じる恐れがあるので、民間事業者としての発想、経営ノウハウを活かし、テニスコートの利用に関する周知活動の強化や魅力ある事業の企画とともに経費の節減に努めるなど、収支の改善に取り組んでいただきたい。